

# 地区説明会 質疑応答【分別収集関係】

No.	質問・意見	回答・見解
1	プラスチック製容器包装と粗大ごみの予約収集の見直しの時期はいつからでしょうか。	令和8年4月から見直しを実施します。
2	今回の分別収集の見直しにより、雑がみやプラスチック製容器包装のごみが燃えるごみに混入して出された場合、収集はされなくなるということでしょうか。	雑がみやプラスチック製容器包装が、燃えるごみの袋の中に混入してしまっても収集は行いますが、市としては分別のご協力ををお願いします。
3	プラスチック製容器包装と紙類の分別について、どの程度まできれいにして分別すれば良いのでしょうか。	プラスチック製容器包装については、食器を洗った残り水などですすぎ、油分や食べ物汚れが目で分からぬ程度にきれいにしていただければ良いです。洗剤を使ってまで洗う必要はありません。また、すすいだ後は乾かしていただければ最適ですが、よく水切りしていただければ差し支え有りません。なお、雑がみなどは、水ですすぎませんので、プラスチック製容器包装と雑がみともに汚れているものは燃えるごみでお出しください。
4	分別が進んでいくことで、燃えるごみの中から資源ごみがなくなると、最終的に燃えるごみは、どんなごみになるのでしょうか。	分別が進んでいくことで、カン類、ビン類、資源ごみ、粗大ごみを除いた生ごみと資源化できない資源ごみが最終的に燃えるごみとなることと考えます。
5	令和8年4月から燃えるごみを収集する曜日を変更する理由はなぜでしょうか。	市内の全地区のごみ収集回数を週2回に統一し、1日に収集する地区を世帯数や隣接地区にまとめてことで、1日のごみの収集量を平準化を図るため、お住まいの地区によっては収集の曜日が変更となります。
6	ごみ収集の日程について、現在、地区の境など一部の地域については、慣習的にカレンダーに記載している地区とは別の地区にごみを出していますが、そのような地域は収集日程の見直しによりどう変わるのでしょうか。	慣習的にカレンダーに記載している地区とは異なる地区にごみ出しをしている地域については、本来の地区に変更せずに、従来どおりごみをお出しください。
7	収集日の変更などにより費用の低減や環境負荷への試算については行っているのでしょうか。	今回の分別収集の見直しを行うことにより、収集車の収集回数の減少、収集の効率向上となるため、今までと比較して環境負荷の低減が見込めます。また、燃えるごみ・燃えないごみの収集の委託費用が、それぞれ年間1,000万円程度の減額が試算されています。
8	地区によって収集回数が週3回と週2回と差があることは市民の費用負担の公平性が保たれていないと感じます。	市でも週3回と週2回の地区があり、費用負担の公平性が保たれていないことは課題として捉えており、今回、ごみの収集量や収集業務の実施時間を考慮した上で全地区を週2回収集に統一する見直しを実施します。
9	燃えるごみの収集回数が3回から2回になることで、1回に出すごみの量が多くなるため、集積場がごみで溢れてしまうことや収集が1日で終わらなくなってしまうことが懸念されます。	3回から2回に収集回数が減ることに伴い、市民の皆様に分別のご協力をいただきたいと考えていますが、市としても1回のごみ出しの量が多くなり、集積場のごみが溢れてしまうことを懸念しています。そのため、慢性的にごみが溢れてしまう状況が見受けられる場合は、ごみネットの配布をしますので、令和8年4月以降にご相談ください。また、収集量については年々減少し、収集業務完了にかかる時間が短縮していることと、収集日程の見直しにより、1日の収集地区が最大5地区あつたものが3地区に統一されるため、業務時間内に収集が完了することを想定しています。
10	集積所に設置しているごみネットを集積所の使用者で費用負担して購入しているが、ごみネットの配布を申し込みをしても良いのでしょうか。	今回のごみネットの配布は収集回数が3回から2回に減少したことにより、集積所のごみが慢性的に溢れてしまう箇所を対象としていますので、単純な買い換えなどの更新については対象外です。
11	令和8年4月からスーパーで行っているペットボトルの拠点回収は無くなるということでしょうか。	スーパーのペットボトルの拠点回収は利用率が多いため、廃止しませんので、継続してペットボトルを出すことができます。
12	ペットボトルの出し方について、キャップやラベルやボトルも同じプラスチックなので、一緒に出すことは可能でしょうか。	ペットボトルについては、キャップやラベルはプラスチック製容器包装、ボトルはペットボトルというように種別が異なりますので、それぞれ分別してお出しください。また、ペットボトルのキャップについては社会福祉協議会などで個別に収集しています。
13	プラスチック製容器包装を出す場所は拠点回収BOXということでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。市役所などの公共施設やお住まいの地区に設置している拠点回収BOXをご利用ください。
14	容器包装プラスチックの拠点回収BOXに入れる時間などの制限があるのでしょうか。	拠点回収BOXは常時ごみを投入できる状態ですが、設置場所によっては施設の営業時間内など敷地に入れる時間帯が決まっています。

# 地区説明会 質疑応答【分別収集関係】

No.	質問・意見	回答・見解
15	プラスチック製容器包装の分別について、拠点回収BOXに持つて行く際には品目ごとにごみ袋を分けなければならないのでしょうか。また、そのごみ袋は指定ごみ袋でなければならないのでしょうか。	プラスチック製容器包装については、品目ごとにごみ袋を分ける必要はありません。また、その際に使用する袋は、指定ごみ袋ではなく透明、半透明の袋で差し支え有りません。なお、白色トレイだけはプラスチック製容器包装と分けてお出しください。
16	プラスチック製容器包装について、納豆のパックの取り扱いはどうなるのでしょうか。	納豆のパックについては、汚れが落としきれるのであれば、プラスチック製容器包装としてお出しただければと思いますが、汚れが酷く汚れを落としきれないものは燃えるごみとしてお出しください。
17	容器包装プラスチックに付着した油などを洗った場合、油などが混ざった排水は配水管や下水道管などを痛めてしまう原因となると思いますがどのように考えていますか。	油などが混ざった排水が配水管などを痛めてしまう状況を心配される方につきましては、資料の中にも汚れの酷いものは燃えるごみにお出しくださいと表記しているように、市民の皆様がそれぞれの状況に応じた分別のご判断をお願いします。
18	容器包装プラスチックの拠点回収について、高齢者など拠点BOXに出せない方はどうしたら良いでしょうか。	容器包装プラスチックについては、市民の皆様の分別意識の向上と実証実験を兼ねています。拠点回収の実績によって、集積所収集の導入を検討していきますので、拠点回収BOXをご利用できる方が積極的にご利用いただき、出すことが難しい方は燃えるごみとしてお出しください。
19	今出しているごみの半分くらいが容器包装プラスチックのごみなのですが、拠点回収BOXにそれらを出すとなると溢れるのではないかでしょうか。回収場所の増加や集積所収集も検討して欲しいです。	プラスチック製容器包装の新たな収集品目の追加については、市民の皆様のごみの分別の意識醸成が目的としてありますが、どの程度のごみの量が出されるのか分からぬいため、実証実験を兼ねている部分があります。そのため、回収状況を把握しつつ、拠点BOXが溢れないようにBOXの追加や回収頻度の調整を行っていきます。また、拠点回収の状況にもよりますが、将来的には集積所収集も視野に入れております。
20	高齢者が分別収集の見直しを理解することはハードルが高いと思います。その中でもプラスチック製容器包装については、さらに難しい内容なので分別の浸透のためにも実証実験としての拠点回収では無く、集積所収集の開始を検討して欲しいです。	プラスチック製容器包装について、令和8年4月から開始する拠点回収を集積所収集に変更することは予算や制度等の状況により難しいですが、早期に集積所収集を実施できるように検討していきます。
21	プラスチック製容器包装の拠点回収の実証実験はどの程度の期間行うのでしょうか。	プラスチック製容器包装の拠点回収の実証実験は1年程度、あるいはそれ以上になる見込みですが、実施してみた様子を踏まえ、ごみの量が多く出るようであれば、早期に集積所収集につなげたいと考えています。
22	スーパーなどでもらえるビニール袋など、プラの識別マークが付いてないプラスチックのごみは容器包装プラスチックの対象となるのでしょうか。	拠点回収の開始時点では、分かりやすくするため、プラの識別マークが付いているものを対象とします。将来的には、プラマークがついていなくても、容器包装プラスチックに該当するもの(レジ袋やみかんネットなど)も回収対象に追加していく予定です。
23	白色トレイや洗剤容器などはプラスチック製容器包装の対象になるのでしょうか。	プラスチック製容器包装は、プラの識別マークが表記されたものが対象です。ただ、白色トレイについては、引き続き白色トレイとして回収しますので、市役所などに設置してある拠点回収BOXにお出しください。
24	白色トレイは拠点回収BOX、有色トレイは燃えるごみとして出していますが、プラスチック製容器包装の拠点回収開始後は、白色トレイも有色トレイも一つのごみ袋にまとめてプラスチック製容器包装として出してよろしいのでしょうか。	白色トレイは白色トレイとして個別の品目で回収しますので、プラスチック製容器包装とは別に分けてお出しください。また、有色トレイはプラスチック製容器包装と一緒にお出しください。
25	容器包装プラスチックについて、収集したものは、どのような事業者に搬出され、どのような形でリサイクルされるのか既に決まっているのであれば教えてください。	市で収集した容器包装プラスチックを圧縮・梱包し、容器包装リサイクル協会を通じて、決定したリサイクル事業者へ搬出します。
26	市の燃えるごみの組成分析でプラスチック製容器包装の割合はどの位なのでしょうか。	令和6年度に実施した燃えるごみの組成分析によるとビニールとプラスチック類のごみの割合は約20%となっています。
27	容器包装プラスチックについて、スーパーなどの商品が過剰包装になっていることが課題にあると思いますので、簡易包装にするようにスーパーなどにお願いして欲しいです。	市としてもスーパーなどへは簡易包装にするよう働きがけが必要と考えており、今後、そのような課題をクリアするため、協議していく必要があると考えています。
28	新たな収集品目としてプラの識別マークがついた容器包装プラスチックを令和8年4月から拠点回収するとのことですが、プラスチックの製品には全て識別マークが付いているのでしょうか。	プラスチックの製品の全てにプラの識別マークは付いていません。おもちゃやハンガーなどの識別マークが付いていないプラスチック製品は拠点回収の対象外です。
29	プラスチックのごみの中の製品プラスチックは、今後、収集を開始する予定はありますか。	製品プラスチックの収集については、現在のところ具体的な実施時期の予定はありませんが、令和8年4月から実施するプラスチック製容器包装の拠点回収の実績を確認する中で、実施時期を検討していきます。

# 地区説明会 質疑応答【分別収集関係】

No.	質問・意見	回答・見解
30	プラスチック製品の出し方について、もう少し詳しく説明してください。	プラスチック製品については、プラスチック製容器包装とは異なりますので、粗大ごみとしてお出しください。また、粗大ごみの予約収集においては、令和8年4月からは10点までの点数制限を設けることとなります。ただし、プラスチック製品1つに対して1点ということではなく、ハンガーなどの細々したものは45リットルのごみ袋にまとめていただければ、ごみ袋1つに対して1点とします。なお、クリーンセンターに直接、粗大ごみを持ち込む場合、点数制限はありません。
31	粗大ごみの予約収集について、180cm以上は対象としないとありますが、180cm以上の粗大ごみがある場合、どうすれば良いのでしょうか。	180cm以下と設定している理由については、収集に伺う車の荷台に積み込みができる長さとして設定しています。また、180cm以上のものでも、ご自身で切断などをすること180cm以下にすることが可能であれば、予約の受付の際に聞き取りをしながら対応できるように考えています。しかし、ご自身で180cm以下にする対応が無理な場合は、直接クリーンセンターに持ち込むか、民間の事業者に処分をお願いしてください。
32	粗大ごみをクリーンセンターに持ち込めない高齢者がたくさんいますが市はどう考えていますか。	粗大ごみをクリーンセンターに持ち込めない方については、粗大ごみの予約収集をご利用ください。なお、今回の見直しにより、粗大ごみを出す場所を原則集積所から、軽トラックが進入可能な自宅敷地の道路際まで対応が可能となり、利便性の向上を図っています。
33	ごみ分別の収集の見直しに関する情報をごみステーションに掲示することも周知を徹底するためには必要なことと考えます。	今回の説明会の説明内容の周知については、説明内容をまとめたパンフレットを全戸配布いたします。また、ごみステーションについては使用者での管理をお願いしている状況ですが、見直し内容をごみステーションに掲示したいということであれば、掲示物のご用意も考えていますので生活環境課までお問い合わせください。
34	制度変更に関するパンフレットの配布方法はどのようにするのでしょうか。	ごみカレンダーと同じ方法で各世帯に配布する予定です。組に入ってないなど受け取る機会の無い方についての対応は課題ではありますが、周知を徹底するほか、近所にそのような方がいた場合はお声かけしてもらったり、ご相談いただければ、パンフレットを送付するなどの対応を考えています。
35	区長として組への加入の有無にかかわらず、ごみカレンダーを配布していますが、外国人や学生などに十分配布できておらず、いまだに収集日と異なる日にごみが出てしまうという問題があります。そのような状況で、収集回数の減少や収集日の変更については、さらに周知徹底が必要になると考えます。こうした課題を踏まえ、市はどのように対応をお考えでしょうか。	市では地区説明会の内容をまとめたパンフレットを作成し、全戸配布することで周知を徹底し、周知が行き届きにくい外国人や学生などについては、外国人を多く雇用する企業や大学等を対象に、より効果的な手段で情報を伝えていきます。また、民生委員の会議での説明依頼も受けているため、地域に密着した民生委員の協力を得て情報伝達を強化し、地域全体への周知を進めていく考えです。